ALS大阪認定　ディレクター　要件（2019年9月改訂）

責務	大阪府内の施設の要請に応じ、可能な限り、ALS大阪二次救命処置研修会のコースディレクターを努め、その研修会の質を担保する。ALS大阪認定二次救命処置研修会としての受講証・実績証（大阪府医師会長のサイン入りのものを指す）を発行する。また、ALS大阪二次救命処置研修会における認定申請書及び研修会終了後の報告書を事務局（大阪府医師会救急災害医療課）に提出する。

権限	ALS大阪二次救命処置コースガイドを使用して研修会を開催することができる。

資格	下記資質を有するALS大阪認定インストラクターである医師。※1　インストラクター資格を失効したものは、再認定されない限り、ディレクターとしての活動はできない。 ・大阪府内でALS大阪二次救命処置研修会を開催する意志があること。 ・少なくともALS大阪二次救命処置研修会の意義とその到達目標について十分に理解していること。 ・ALS大阪二次救命処置研修会においてはどのブースにおいてもインストラクターを務めることができる知識と技能（心肺蘇生に関するもの、成人教育技法に関するもの）を有すること。 ・ALS大阪二次救命処置研修会を開催するために必要な事務作業（会場確保、資器材準備、インストラクター・受講生への連絡、招聴状の発送、資料の配布、受講証・実績証の発行等）を行うこと。 ・ALS大阪二次救命処置研修会を開催するために必要な事務作業を他人任せにしないこと、依頼する場合は責任を持つこと。 ・インストラクター間の意思統一を図るように努め、責任を持った指導を行い、事前に入念な調整を図ること。 ・資器材の借用、維持管理、返却に責任を持つこと。

ALS大阪認定コースディレクターのサポートのもとで（サブディレクターとして）ALS大阪二次救処置研修会を少なくとも2回開催・運営する

⇩

実質的なALS大阪二次救命処置研修会の開催経験を積んだ上でALS大阪認定コースディレクターからの推薦を受ける

⇩

ALS大阪認定コースディレクター（推薦者）は被推薦者の経歴を証明する申請書を事務局（大阪府医師会救急災害医療室）に提出する

⇩

ALS大阪ワーキンググループ」会議にて書面審査を行い、大阪府医師会救急・災害医療部三次救急委員会で承認する

⇩　※推薦者は2名を条件とします。申請書はどちらか代表者がご提出ください。

「ALS大阪認定コースディレクター」の資格を得る

■提出物

ALS大阪認定コースディレクター申請書

■提出先

大阪府医師会救急災害医療課

新要件　　（新旧対照表）

ALS大阪認定　ディレクター　要件（2019年9月改訂）

責務	大阪府内の施設の要請に応じ、可能な限り、ALS大阪二次救命処置研修会のコースディレクターを努め、その研修会の質を担保する。ALS大阪認定二次救命処置研修会としての受講証・実績証（大阪府医師会長のサイン入りのものを指す）を発行する。また、ALS大阪二次救命処置研修会における認定申請書及び研修会終了後の報告書を事務局（大阪府医師会救急災害医療課）に提出する。
権限	ALS大阪二次救命処置コースガイドを使用して研修会を開催することができる。
資格	下記資質を有するALS大阪認定インストラクターである医師。※1　インストラクター資格を失効したものは、再認定されない限り、ディレクターとしての活動はできない。 ・大阪府内でALS大阪二次救命処置研修会を開催する意志があること。 ・少なくともALS大阪二次救命処置研修会の意義とその到達目標について十分に理解していること。 ・ALS大阪二次救命処置研修会においてはどのブースにおいてもインストラクターを務めることができる知識と技能（心肺蘇生に関するもの、成人教育技法に関するもの）を有すること。 ・ALS大阪二次救命処置研修会を開催するために必要な事務作業（会場確保、資器材準備、インストラクター・受講生への連絡、招聴状の発送、資料の配布、受講証・実績証の発行等）を行うこと。 ・ALS大阪二次救命処置研修会を開催するために必要な事務作業を他人任せにしないこと、依頼する場合は責任を持つこと。 ・インストラクター間の意思統一を図るように努め、責任を持った指導を行い、事前に入念な調整を図ること。 ・資器材の借用、維持管理、返却に責任を持つこと。

ALS大阪認定コースディレクターのサポートのもとで（サブディレクターとして）ALS大阪二次救処置研修会を少なくとも2回開催・運営する

⇩

実質的なALS大阪二次救命処置研修会の開催経験を積んだ上でALS大阪認定コースディレクターからの推薦を受ける

⇩

ALS大阪認定コースディレクター（推薦者）は被推薦者の経歴を証明する申請書を事務局（大阪府医師会救急災害医療室）に提出する

⇩

ALS大阪ワーキンググループ」会議にて書面審査を行い、大阪府医師会救急・災害医療部三次救急委員会で承認する

⇩　※推薦者は2名を条件とします。申請書はどちらか代表者がご提出ください。

「ALS大阪認定コースディレクター」の資格を得る

■提出物

ALS大阪認定コースディレクター申請書

■提出先

大阪府医師会救急災害医療課

旧要件　　（新旧対照表）

ACLS大阪認定　ディレクター　要件（2015年6月改訂）

責務	大阪府内の施設の要請に応じ、可能な限り、ACLS大阪二次救命処置研修会のコースディレクターを努め、その研修会の質を担保する。ACLS大阪認定二次救命処置研修会としての受講証・実績証（大阪府医師会長のサイン入りのものを指す）を発行する。また、ACLS大阪二次救命処置研修会における認定申請書及び研修会終了後の報告書を事務局（大阪府医師会救急災害医療室）に提出する。
権限	ACLS大阪二次救命処置コースガイドを使用して研修会を開催することができる。
資格	下記資質を有するACLS大阪認定インストラクターである医師。 ・大阪府内でACLS大阪二次救命処置研修会を開催する意志があること。 ・少なくともACLS大阪二次救命処置研修会の意義とその到達目標について十分に理解していること。 ・ACLS大阪二次救命処置研修会においてはどのブースにおいてもインストラクターを務めることができる知識と技能（心肺蘇生に関するもの、成人教育技法に関するもの）を有すること。 ・ACLS大阪二次救命処置研修会を開催するために必要な事務作業（会場確保、資器材準備、インストラクター・受講生への連絡、招聴状の発送、資料の配布、受講証・実績証の発行等）を行うこと。 ・ACLS大阪二次救命処置研修会を開催するために必要な事務作業を他人任せにしないこと、依頼する場合は責任を持つこと。 ・インストラクター間の意思統一を図るように努め、責任を持った指導を行い、事前に入念な調整を図ること。 ・資器材の借用、維持管理、返却に責任を持つこと。

ACLS大阪認定コースディレクターのサポートのもとで（サブディレクターとして）ACLS大阪二次救処置研修会を少なくとも2回開催・運営する

⇩

実質的なACLS大阪二次救命処置研修会の開催経験を積んだ上でACLS大阪認定コースディレクターからの推薦を受ける

⇩

ACLS大阪認定コースディレクター（推薦者）は被推薦者の経歴を証明する申請書を事務局（大阪府医師会救急災害医療室）に提出する

⇩

「ACLS大阪ワーキンググループ」会議にて書面審査を行い、大阪府医師会救急・災害医療部三次救急委員会で承認する

⇩　※推薦者は2名を条件とします。申請書はどちらか代表者がご提出ください。

「ACLS大阪認定コースディレクター」の資格を得る

■提出物

ACLS大阪認定コースディレクター申請書

■提出先

大阪府医師会救急災害医療課